

令和____年____月____日

入学料免除・徴収猶予希望届

令和____年度長崎大学への入学に際し、入学料の納付について、
免除 ・ 徴収猶予を希望します。(免除・徴収猶予のどちらか一つに○をしてください。)

【免除希望理由】 該当する理由に☑を入れてください。

- 高校の予約採用にて高等教育の修学支援新制度で採用候補者に決定済。
※該当する採用区分に○をつけて下さい
(採用区分は「高等教育の修学支援制度における支援区分の確認について」を参照)。

採用区分 : 第Ⅰ区分 ・ 第Ⅱ区分 ・ 第Ⅲ区分

- 高校の予約採用にて高等教育の修学支援新制度へ申請中・申請予定。
 大学入学後の4月に高等教育の修学支援新制度へ申請予定。

【徴収猶予希望理由】 該当する理由に☑を入れてください。

- 経済的理由により入学手続期限までの入学料の納付が困難である。

受験番号 : _____

学 部 : _____

フリガナ氏名 : _____ ㊟

電話番号 : TEL _____

入学手続き期限 : _____ 月 _____ 日

【注意事項】

- ※ 提出ができるのは、上記希望理由のいずれかに該当する場合のみであり、いずれにも該当しない場合、入学料の免除申請や徴収猶予申請をすることはできません。
- ※ 入学料徴収猶予とは、納付期限までに入学料の納付が困難な者に対して納付期限が延長されるものであり、入学料が免除・減額されるものではありません。
- ※ 入学料免除・徴収猶予を希望する方は、入学してすぐに、所定の手続きが必要となります。この希望届のみで申請が完了したことはありませんのでご注意ください。

また、申請しても必ずしも免除または徴収猶予になるとは限りません。免除等にならなかった場合の方策についても必ず事前に考えておいてください。

高等教育の修学支援制度における支援区分の確認について

令和5年度に高等学校等で予約採用に申し込み、令和6年度大学等奨学生採用候補者に決定している学生・生徒さんには、日本学生支援機構より「令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知」が配付されます。下記を参照の上、支援区分をご確認ください。

(サンプルは昨年度の採用候補者決定通知を使用しています。様式が令和6年度のものとは異なる場合がございますので、ご了承ください。)

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

令和4年10月17日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号	A000001	
氏名	学校用 見本 (カ*マコノミ ミホ)	様	

交付書類コード=F

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

* 99999901 #5999999

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金 希望する	貸与奨学金			
		第1希望 併用貸与	第2希望 第一種奨学金	第3希望 第二種奨学金	入学時特別増額 貸与奨学金 希望する

選考結果	給付奨学金 候補者決定 支援区分: 第I区分	貸与奨学金		
		併用貸与(注1) 候補者決定	第一種奨学金 —	第二種奨学金 —
要件確認(注2)				
国籍・在留資格等	○	○	—	—
家計に関する基準	○	○	—	—
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—	—
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—	—
必要書類の提出(注3)	○	○	—	—

- ※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
 ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む)、「—」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の高い種類が決定した)ため未判定であることを表します。
 ※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金(注1)	第一種奨学金(注3) (有利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件	支援区分: 第I区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額 貸与奨学金利用: 可 貸与年限: 特例: 対象	月額120,000円	日本の総合点割合(「同 の教育ローン」の申込: 不要
申込時の 選択内容 (注2)	返還方式 *****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度 *****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法 *****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

- 注1 給付奨学金の月額額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国・公立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直しされます。
 また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表(「給付奨学生採用候補者のしおり」参照)に記載の()内の金額になります。
 注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択直すことができます。「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります。
 注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国・公立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照)から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用: 不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 本通知を紛失した場合には、奨学金の振込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

給付奨学金の利用条件をご確認ください。支援区分に第I区分・第II区分・第III区分のいずれかが記載されている場合、高等教育の修学支援新制度における採用候補者となります。

給付奨学金の利用条件に「—」がある場合は、不採用もしくは申し込みをされていないということです。上の「1.選考結果について」に申込内容及び選考結果が記載されていますので、ご確認ください。